

保険料上限が決められてたはずの国民年金保険料が100円アップ。なぜまた値上げ？

ライフ誌 2017.05.22

平成 31 年 4 月から国民年金保険料が月額 100 円アップします。平成 16 年改正時に平成 10 年 4 月から平成 17 年 3 月まで 1 万 3,300 円に据え置いていた国民年金保険料を毎年度 280 円ずつ上げていきながら、国民年金保険料は平成 29 年度で 1 万 6,900 円に固定するってなっていたんですが、平成 31 年 4 月からはこの 1 万 6,900 円が 1 万 7,000 円になります。

ただし、1 万 6,900 円（平成 31 年 4 月から 1 万 7,000 円）は物価変動率や賃金変動率により毎年度変わる場合がある。実際には「1 万 6,900 円×保険料改定率」という事になるから毎年度金額が異なってくる。この保険料改定率の中に物価変動や賃金変動が影響する。

この保険料改定率っていうのは、内訳は前年度保険料改定率に前年度の名目賃金変動率とこのを掛ける。名目賃金変動率の内訳は、「物価変動率×実質賃金変動率」。

平成 29 年度国民年金保険料は月額 1 万 6,490 円であり、1 万 6,900 円ではありません。なぜなら、

・1 万 6,900 円×平成 28 年度保険料改定率 0.976×平成 28 年度の物価変動率 1.008×平成 28 年度の実質賃金変動率 0.992=1 万 6,900 円×保険料改定率 0.976=16,494 円÷1 万 6,490 円（10 円未満四捨五入）

ちなみに、平成 30 年度は

・1 万 6,900 円×平成 29 年度改定率 0.976×物価変動率 0.999×実質賃金変動率 0.992=1 万 6,900 円×保険料改定率 0.967=16,342 円÷16,340 円(10 円未満四捨五入)

物価変動率とか実質賃金変動率とかは毎年 1 月末に厚生労働省 HP に出るからそれを見ればいいです(^^;;

なんで 100 円アップするかというと、自営業の人のような国民年金第 1 号被保険者の産前産後休業期間（産前 42 日と産後 56 日。出産日と出産予定日がズレればその日数分増やす）の保険料の全額免除を導入するから。

全額免除といっても保険料をちゃんと納付したものとみなして将来の老齢基礎年金を免除による減額無しで支給するから、その財源として 100 円プラスになったんです。

年金の受給開始年齢は自分で選べるって知ってた？ 本当にトクする年金のもらい方

SUUMO 介護ジャーナル 2017 年 02 月 10 日(金)

現在、老齢年金の受給開始年齢は、一律 65 歳に引き上げるための移行期間中にあたります。移行中の今は、生年月日のほか、男性か女性かによっても、何歳から年金をもらえるかが変わってくるのです。

なかには、定年直前に何歳から年金をもらえるのか勤務先が教えてくれる場合もあるで

しょうし、受給開始直前になれば通知がきます。しかし、老後に備えた準備は、数年前から進めておきたいもの。

さらに、年金には自分で受給開始年齢を選べる制度もあります。自分の年金受給開始年齢を調べたうえで、適したライフプランを立てましょう。

現在 50 代の方は経過措置で受給開始年齢が異なる

かつての老齢厚生年金は、現役引退後の生活を支えるためのお金として、60 歳から受給できましたが、1985 年の法律改正で 65 歳に引き上げられることが決まりました。その後、1994 年の法律改正によって、受給開始年齢の段階的引き上げが実際に着手されることになったのです。

「1961 年 4 月 2 日以降に生まれた男性と、1966 年 4 月 2 日以降に生まれた女性への年金受給開始年齢は 65 歳に完全統一されます。ただしそれより前に生まれた人の厚生年金や共済年金については、現在は経過措置期間中にあります。生年月日や性別によって受給開始年齢が異なるので、下の表で確認しておきましょう」（山田さん、以下同）

また、厚生年金の加入期間が 44 年以上の人と、障害状態にある人は、受給開始年齢に特例があります。

なお、1941 年（女性は 1946 年）4 月 2 日以降に生まれた人でも、下のいずれかに該当していれば、本来の受給開始年齢から、報酬比例部分と定額部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金をもらえます。

- ・厚生年金の加入期間が 44 年（528 カ月）以上の人
- ・障害等級 1～3 級に該当する障害状態にあると申し出た人（申し出の翌月分から受給開始）

※いずれも、厚生年金に加入中だと、この特例は受けられません

なかには 65 歳になるまでもらえないと思いついでしまい、本来は受給できるのに、もらい損ねているという人もいるかもしれません。もらい損ねた年金は、5 年以内なら後からでも受け取れます。該当する人は、急いで年金事務所に問い合わせましょう。

■何歳から年金をもらえるのか、生年月日で確認

「繰下げ受給」で受給開始時期を遅らせれば、もらえる額が増える

65 歳以降の老齢年金の受給は、66 歳以降に遅らせることができます。期間は 1 カ月単位で、最長で 70 歳まで遅らせることが可能です。これを「繰下げ受給」といいますが、遅くする期間が長いほど年金の受給額が増えます。

また、老齢基礎年金と老齢厚生年金をもらえる人の場合、両方を同時に繰り下げることができますし、いずれか片方だけを繰り下げすることもできます。

「繰下げ受給を適用した場合の増額率は、1 カ月当たり 0.7% で、1 年だと 8.4% になります。本来の年間の老齢年金額が 100 万円だった場合、受給開始を 1 年遅らせれば、生涯、年額 108 万 4000 円を受け取れます」

ただし、年額がアップしても、寿命が短ければトータルでは損になってしまう可能性があります。繰下げ受給の場合、受給開始年齢から12年以上長生きすれば元をとることができます。自分の寿命は把握しきれませんが、手元の資金状況なども考えて判断しましょう。繰下げ受給を適用した場合の受給開始年齢と、元が取れる年齢を下表にまとめたので、参考にしながら検討してみてください。

■繰下げ受給の損益分岐点になる年齢

基本的に増額を見込みやすい繰下げ受給ですが、配偶者の年齢や年収、子どもの年齢によってはむしろ損になってしまうこともあるので注意が必要です。

「本人の厚生年金の加入期間が20年以上あって、配偶者が年収850万円未満・厚生年金加入期間が20年未満の場合、配偶者が65歳になるまでは年額約39万円の加給年金が支給されます。同様に、子どもがいる場合、18歳になる年の年度末までは年額約22万円の加給年金が支給されます。

いずれも自身が老齢厚生年金を受給していることが前提です。この点を考慮せずに老齢厚生年金の受給開始を繰り下げ、配偶者や子どもの年齢が加給年金の対象外になってしまうと、損をしてしまうのです。このような場合は、老齢基礎年金だけを繰下げ受給するという手もあります」

なお、繰下げ受給にするつもりだったものの、やはり65歳から受給したくなったという場合でも対応してもらえます。その場合は過去に給付されるはずだった年金を、最大過去5年分まではまとめて受け取れます。ただし、過去にさかのぼって請求した年金については、増額はありません。家族の年齢も視野に入れて有利なタイミングを検討しましょう。

生活が厳しければ、受給開始時期を前倒す「繰上げ受給」も可能

1968年生まれの筆者は、65歳になるまで年金を受給できません。しかも、フリーランスなので退職金もありません。よほどの蓄えをつくっておかない限り、60歳で引退というわけにはいかないのです。不安が押し寄せます。

「生活が苦しい場合、60歳以上であれば、本来の受給年齢に達する前から年金を受け取ることが可能です。これを繰上げ受給といいます」

少し安心しましたが、山田さんは「よほど苦しい場合にしかおすすめでできない」といいます。

「繰上げ受給を適用すると、65歳になってから受け取る場合に比べて、もらえる金額が一定の割合で減らされてしまうのです（下表）。減額される割合は、生涯にわたって適用されるので、トータルで見るとかなりの損になる可能性が高いのです」

例えば65歳から受給すれば年額100万円という場合、受給開始年齢を60歳に繰り上げると、年額70万円に減額されます。年間30万円、月額で2万5000円のマイナスが生涯続いてしまうわけです。

繰上げ受給を希望する場合、年金事務所で手続きをすれば、請求した翌月から受給でき

ます。ただし、繰上げ受給を始めてしまうと、途中からは戻せません。また、繰上げ受給の請求後に障害状態になっても、障害年金は受け取れなくなります。よく考えてから手続きしましょう。

■繰り上げると、本来の受給額よりこれだけ減らされてしまう

受給開始年齢を確認したうえで、最適なライフプランを

例えば、職場の定年が60歳の場合、年金の受給開始年齢まで空白期間が生じます。自分の場合はどうなのかをきちんと確認し、繰上げ受給・繰下げ受給なども視野に入れながら、最適なライフプランを考えておきましょう。

なお、そもそも自分はいくら年金をもらえるのかが気になるという人は、こちらの記事もあわせて読んでみてください。

取材協力・監修

山田理香（やまだ・りか）

社会保険労務士。銀行勤務時代に年金相談や年金請求手続きなどの業務を経験し、1999年「社会保険労務士 MAG OFFICE」開業。年金に関するセミナー・講演、年金相談を数多く手がけ、現在 東京都社会保険労務士会の年金特別アドバイザーとしても活躍中。著書に『無年金時代の高齢者賃金設計』（日本法令、共著）、『社労士が教える定年後の収入学』（日経BP社、共著）など

厚生年金にパートも適用 新規加入が20万人に

東京新聞 2016年12月26日

今年十月からパートなど非正規雇用の短時間労働者にも厚生年金が適用されるようになり、新たに加入した人が約二十万人に上ることが、日本年金機構の集計で分かった。厚生労働省は対象者を約二十五万人と見込んでおり、約八割が手続きを済ませたことになる。

厚生年金に加入すると、労使が折半で保険料を負担する。費用を抑えたい企業や手取り収入の減少を避けたいパートらが、勤務時間を減らして対象から外れようとするのではなにかと懸念されたが、実際の影響は限定的だったとみられる。

年金機構によると、十一月十日までに全国二万五千七百六事業所の計二十万一千百三人が新たに加入。今月閉会した臨時国会では従業員五百人以下の中小企業でも、労使合意があれば同様の条件で適用対象を拡大する年金制度改革法が成立。来年四月に施行される。

*短時間・非正規労働者

厚生年金、健康保険への加入の条件

受給資格期間（加入期間）の25年から10年への短縮

- ・実施時期 2016年101日以降
- ・従業員501人以上の企業
- ・1週間の労働時間が20時間以上
- ・賃金の月額が8万8000円（年収で106万）以上

*従業員500人未満であっても労使の合意があれば可能

年金受給資格10年に短縮で新たに最大64万人が 受け取り可能に 情報届かない懸念が浮上

産経ニュース 2016.12.22

国民年金や厚生年金を受け取るのに必要な受給資格期間（加入期間）が、現行の25年から10年に短縮される。支給は来年9月分からで、新たに最大約64万人が年金を受け取れる。日本年金機構は2月末から対象者に通知を始めるが、転居を繰り返す人に書類が届かなかつたり、特例を使えば年金を受け取れる人を把握しきれなかつたりする可能性がある。すべての対象者に情報が行き渡るか懸念される。（佐藤好美）

◆納付期間に比例

年金を受け取るにはこれまで25年の加入期間が必要だったが、先の国会で改正年金機能強化法が成立。加入期間が「10年以上」に短縮された。加入期間を満たさない人が、無年金の状態になっているのを救済するのが目的だ。

日本年金機構は来年2月末から、対象者に「年金請求書」の発送を開始する。まずは、65歳以上で既に年金を受け取る年齢に達しており、保険料の納付済み期間などが10年以上～25年未満の人が対象。手続きをすれば、来年10月から9月分が支給される。

受給額は、保険料を納めた期間などに応じているため、納付期間が短ければ少なくなる。国民年金の保険料を40年間納めた場合、平成28年度の年金額は78万100円（月額約6万5千円）。加入期間が10年なら年金額は約1万6千円、20年なら約3万2500円になる。

◆合算対象期間

懸念されるのは、厚生労働省や日本年金機構が、新たに受給につながる人を完全には把握しきれない点。特に、「10年以上」となる加入期間を満たすために設けられている“救済策”を使えば、年金を受給できるようになる人が、情報から漏れる可能性がある。

救済策の一つは、年金保険料を納めた期間や免除・猶予の期間を足しても、加入期間が足りない場合にカウントすることが認められる「合算対象期間（カラ期間）」。

合算対象期間に当たるのは、（1）会社員や公務員の配偶者だった期間（昭和36年4月1日～61年3月31日まで）（2）学生だった期間（昭和36年4月1日～平成3年3月31日まで）（3）海外在住だった期間（昭和36年4月1日から）－など。

例えば、保険料を納めた期間が8年でも、自身が20～60歳の間にこれらに該当する期間が2年あれば、加入期間は10年になる。ただし、年金額は増えないので「カラ期間」とも呼ばれる。生活に関するこうした情報は、厚労省や日本年金機構にはないので、書類

などをそろえて自己申告をし、受給手続きをする必要がある。

◆任意加入

もう一つの救済策は、納付期間を今から増やして、10年の加入期間を満たす方法。国民年金の加入期間は20～60歳だが、65歳までは任意加入ができる。さらに、受給資格が満たせない場合に限り、70歳まで保険料を納められる。納付するかどうかを判断し、10年を満たすと受給権が得られる。

納付期間が短ければ受給額は少ないが、消費税率が10%に引き上げられる折には、年金額が低く条件を満たした人に「年金生活者支援給付金」が支給される予定。受給権を得る意味は大きそうだ。

■「自分の履歴を調べて」専門家指摘

社会保険労務士の大槻智之さんは、制度改正で新たに受給資格を得る人に、日本年金機構からの通知がきちんと届くかどうか、最初の課題と考えている。

「転居などを繰り返した人には通知が届かない可能性があるし、海外に住んでいる人の住所の把握はさらに難しいだろう。個々人が制度を知って、自分の履歴を調べておくことが、とても大切です」と指摘する。

大槻さんが経営する「大槻経営労務管理事務所」（東京都中央区）は昨年から今年にかけて、シンガポールで4回にわたり、「年金、あきらめていませんか？」と題するセミナーを行った。対象としたのは、単身で海外に渡航し、現地法人などに採用されている日本人。情報のエアポケットになっている可能性があるからだ。

「海外に出たら、もう年金をもらえないと思い込んでいる人がいるし、ハナから『年金は関係ない』と思っている人もいる。条件さえ満たせば海外でも年金を受け取れることを知らせたかった」

セミナーで強調したことの一つが、年金加入期間が10年に短縮されること。例えば若いころは会社員として日本で働き、厚生年金保険料を納めていたが、ある時点で仕事を辞めて海外に渡航。その後、日本の年金制度に加入していない人が、今回の制度改正で年金を受け取れるようになる可能性がある。

特に、海外在住の期間は特例的に加入期間に算入される「合算対象期間」に該当する可能性が高い。日本に帰国した人でも「無年金だが、海外に住んでいたことがある」という人は注意が必要だ。

大槻さんは「年金は保険制度だから、納付期間が短ければ年金額が少ないのは致し方ない」とする。だが、セミナーを聞いて年金に任意加入できると知り、「今から納めようかな」と考える人も少なくないという。

「海外在住の人に限らず、例えば60歳の人でも過去に5年の会社員経験があれば、あ

と5年納めると年金を受け取れる。5年分だが厚生年金も上乗せされる。ケースにもよるが、納付を検討してみてほしい」と話している。